

平成19年度第10回庁議 会議録

[日 時] 平成20年1月10日（木） 午前8時30分～午前9時03分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) まちづくり支援枠について

(企画部)

3 連絡事項

(1) 道路特定財源制度について

(建設部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

新年になり初めての庁議となりますが、今年もこの庁議を「本市行政執行の最高方針決定のための審議の場」と位置付け、活性化を図っていきたいと考えておりますので、活発なご意見をお願いします。

また、新年になり、それぞれ新年の挨拶等されているかと思いますが、そのような中で、いろいろな情報がありましたら、お伝えいただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) まちづくり支援枠について

市長 まちづくり支援枠について、企画部からお願ひする。

<別添資料「まちづくり支援枠採択集計表」に沿って説明>

<企画部長>

お手元に資料を配布しているが、まちづくり支援枠について説明する。

まちづくり支援枠は、通常の10か年実施計画の要望とは別に、3か年で一般財源6億円

の予算枠という財源手当てをして、第四次長期総合計画の総仕上げを行うことを目的に、各部局から要望を受け付けた。各部局から 18 事業の要望があったが、対象外事業もあり、15 事業について、市長プレゼンテーションを経て、実施の可否について決定したので、ご報告したい。

詳細については、後ほどお目通し願うということで、簡単にご説明する。

実施の可否については、資料の「実施の可否」の欄に、採択、不採択、保留という表現で記載している。

まず、採択となった事業は、企画部の「あかがねの里基金事業」、総務部の「災害時要援護者登録リスト及び登録台帳作成事業」など 11 事業である。なお、教育委員会の広瀬歴史記念館と旧広瀬邸の整備事業については、企画部の「あかがねの里基金」を財源として、平成 21 年度以降に実施することとしているので、企画部との調整をお願いしたい。

次に、条件整備等が整った時点で判断するとして、今回は保留とした事業がある。福祉部の「公立保育所民営化事業」、これは引き継ぎ保育をするという事業であるが、移管先事業者の公募条件との整理が必要として保留とした。また、建設部の「(仮称) 本郷公園整備事業」についても保留とした。この事業は、県立新居浜病院北側の公営企業局が所有する土地に、災害時の避難地、そして防災活動拠点となる公園を整備しようとするものであるが、無償借地を条件に実施するということで保留しており、また、併せて、懸案である川東地区での公園整備を考えていくこととしている。この 2 事業については、条件が整備されたら実施するということで、20 年度に、また 20 年度が困難であれば 21・22 年度で実施するということで、いずれにしても早期に内容を詰めていただきたい。

また、申し訳ないが、総務部の「市有財産環境整備事業」、福祉部の「保健センター駐車場整備事業」の 2 事業については、備考欄に記載している理由により、不採択とさせていただいた。

2 ページ目をお開き願いたい。

各部局からの要望とは別に、これまでに懸案とされていた事項について、このまちづくり支援枠での実施の可否を検討した。採択、不採択、保留との表現は適切ではないが、集計上、部局要望と同じ表現を使うということで、整理を行っている。

採択となったのが、教育委員会の「小中学校運動場排水整備」である。しかしながら、現在行っている校舎の耐震補強工事を優先するということで、平成 22 年度からの事業実施でお願いしたいと考えている。

また、保留としたのが、「地域環境整備事業」、「子ども救急 24 時間電話相談」、「シルバー作業所の確保」の 3 事業である。「地域環境整備事業」は、昨年 11 月に開催された校区環境整備会議で要望があった道路や水路などを整備しようとするものであるが、必要経費と財源を考慮しながら、原則は既存事業で対応していただきたいと考えている。しかしながら、一応、財源等をもう一度再検討するということで、若干意味合いが違っているが、保留している。「子ども救急 24 時間電話相談」については県の利用状況を把握してから本市での実施の検討を行うこととしている。また、「シルバー作業所の確保」については、担当部局

は経済部になろうかと思うが、まずは、新たな作業所の場所を選定し、ある程度決まった段階で、財源手当を含め実施の可否について検討するということで保留としている。

不採択としたのが、建設部の「池田池公園トイレ改修」、「国領川河川敷外でのトイレ新設」の2事業である。しかしながら、「池田池公園トイレ改修」については、既存の公園整備事業で、20年度実施で要望がなされていることから、この中で実施をしていただく。また、「国領川河川敷外でのトイレ新設」については、これから取り組むこととしている国領川緑地整備事業の中で検討していただくということで不採択としているが、実施するという方向性をお願いしたい。

この結果、部局要望と懸案事項として検討した事業の合計として、現時点で採択となった事業は12件、3年間の合計で事業費2億5,784万円、一般財源としては2億1,474万円となっている。なお、採択となった事業については10か年実施計画に登載していくことになるが、その事務手続きについては府議終了後に企画部からお知らせするので、よろしくお願ひしたい。

また、「備考」欄には、事業実施における留意点や市長指示事項などを記載している。保留となっている事業は条件が整ったら実施、また、不採択となった事業についても今後検討する事項等があることから、保留、不採択となった事業を含め、各部局におかれでは確実な対応方よろしくお願ひしたい。

市長 まちづくり支援枠については以上のとおりであるが、当然予算査定は行う。

また、不採択とした総務部の「私有財産環境整備事業」についてであるが、管財課が管理している土地の整備については、懸案事項の「地域環境整備事業」の中で手法を含め検討していきたいと考えている。

何か質問等あるか。

建設部長 「(仮称) 本郷公園整備事業」について確認をしたい。先ほどの説明では、無償借地を条件に実施する、また川東公園を含めて検討していくということであったが、川東公園も無償借地でということが条件なのか。また、当然一緒に考えていくが、整備時期のずれがあつても良いのか。

市長 無償借地を実施の条件としているのは、整備予定地が公営企業局所有である本郷公園のみである。また、二つの公園の整備時期が異なるのはいたしかたない。川東地区での公園整備も忘れてはいけないという意味合いである。

教育委員会の「小中学校運動場排水整備」については、現在実施している校舎の耐震補強工事を優先することとしている。事業費で言えば、耐震補強工事と比較して小額ではあるが、耐震診断の結果により補強工事の工法など、やり方が変わることもあることから、緊急性と重要性を考慮したものである。よろしいか。

教育長 はい。

市長 話をしていなかったが、現在、職員で取り組んでもらっている4つのプロジェクトの中で、必要な事業、実施すべき事業が出てくれば、来年度以降の中で、

補正になるか 21 年度になるかはわからないが、予算対応したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

まちづくり支援枠については、以上のとおり取り組んでいくことに決定する。このような措置は久しくなかったので、とまどわれたかもしれないが、年頭挨拶でも言ったとおり、「意欲ある役所作り」ということで、できる限り財源を工夫しながら取り組んでいきたいと考えている。また、日頃から、問題意識やあたためていることがあれば、このような時に迅速に出てくると思うので、是非そういう取り組みをお願いしたい。では、この議題については終了する。

連絡事項に移る。建設部から、道路特定財源制度について説明をお願いする。

建設部長 道路特定財源については全国的にいろいろと論議をされており、マスコミでも取り上げられているが、建設部技術監からご説明させていただく。ほとんどの方が知られていると思うが、再認識ということで説明をさせていただきたい。

<別添資料「道路特定財源制度について」に沿って説明>

<建設部技術監>

中央で議論されているが、地方にとっても他人事ではなく、直接財源等に影響するものであることから、この機会をお借りして、ご説明したい。

昭和 20 年代、日本の道路は整備が遅れており、それを如何に効率良く、早く整備するかということで、当時、諸外国の制度を調べた。そこで、道路を傷めるのは道路を走っている自動車であることから、道路を傷める人に補修する費用を払ってもらう。また、新しく道路を作るにしても、その道路を必要とするのは当然自動車のユーザーということで、そういった方々に道路整備に必要な費用を、税金という形で負担してもらう、この道路特定財源という制度がスタートした。道路を整備するために自動車のユーザーから税金を納めてもらう、その税金を道路整備に充てる、道路整備がなされると自動車のユーザーがその道路を利用する、このように循環して税金が回っていく。また、自動車のユーザーの数は毎年大きく増減するものではないことから、変動が少なく確実に集金できる制度であると考えている。

では、道路特定財源はどのようなものかということをご説明する。まず、車を買った時の自動車取得税、自家用車では取得価格の 5 %であり、例えば 200 万円の車を購入すると 10 万円の税金を払うが、これは地方の財源となる。また、保有することにより、車検の度に、自家用車で、年額 0.5t 当たり 6,300 円の自動車重量税を支払うが、これは国と地方に入ることになっている。それから後、利用することにより、当然、燃料を使用する。この燃料を使用することによって、今 1 リットル当たり 150 円程度のガソリン代となっているが、その内 53.8 円がガソリン税ということで、それぞれ国と地方に入っている。このガソリン税というのは、大きく分けて、国の財源が揮発油税、地方の財源が地方道路譲与税という名称で呼ばれているが、こういった形で、1 リットル当たり 53.8 円が道路整備に充てられているということになる。

次に、道路特定財源諸税と暫定税率とはということである。今、中央の方で道路特定財源の一般財源化と暫定税率の廃止、大きくこの二つの話題がある。道路特定財源の内、緑色の

部分が国の財源、青色が地方、県や市町村の財源となっている。先ほど説明したが、国であれば揮発油税、ガソリン代にかかる税金であるが、本則税率、いわゆる本来の税率が1リットル当たり24.3円であるが、当時これではとても道路整備を進めていくことができないということで、暫定的に税率を約2倍近く、今現在で上がっている。これは、立ち遅れた道路整備を早く進めるためにということで、自動車ユーザーの方に負担してもらっている。この暫定措置は、昭和49年度から2年の間はとりあえず多く負担してもらおうということで暫定的に実施されたが、それ以降、若干の見直しを行いつつ、租税特別措置法の期間延長改正で、延伸、延伸と続けられた。今の税負担は平成15年に決められ、19年度末、今年の3月末にはこの2倍いただいている暫定税率は延長しないと自動消滅してしまうということになる。

次に、道路の予算についてである。この円グラフは、国と地方の道路予算の内訳を表している。国の予算は道路特定財源が2兆8千億円、あと財投・料金収入等の1兆2千億円と非常に大きな金額であり、こういった形で、国の整備については、ほとんどが道路特定財源で賄われているということがわかると思う。では地方はどうかということであるが、道路特定財源は2兆2千億円、それから後は一般財源の1兆7千億円ということで、55%が道路特定財源である。このように、現在の制度においても、地方では一般財源を導入して整備しているということで、道路整備に要する予算は不足している状況である。今、道路特定財源の暫定税率を廃止するという議論がある。ガソリン代が25円ほど下がるというメリットはあるが、道路予算の税収で言えば、国では2兆8千億円あるが、1兆6千億円減ることになる。地方の特定財源も1兆円ほど減る。合計で2兆6千億円ほど減ることになり、これをどう補うのかという非常に大きな問題が出てくると思う。従来の道路整備は計画どおり進めるというような話をしているが、では教育費を削るのか、福祉を削るのか、どこから削るのか、その辺りがよくわからない所であると言えると思う。

2兆6千億円は大きな金額で理解しにくいが、新居浜市ではどうなるのかをご説明したい。上側が平成19年度当初予算の道路関係予算であるが、道路関係事業費として15億円ほど計画されている。あくまでも試算であるが、18年度ベースで道路特定財源、本則税率分が2億6千万円、それに対して暫定税率分が2億3千万円で、例えば暫定税率がなくなれば、2億3千万円がまるまるなくなることになる。それに併せて、国からの補助とか、当然県からの補助なども全て比例して減っていく。こういったことで、このまま、もし暫定税率がなくなれば、15億円でしていたものが9億円程度に落ちてしまう、率にすると約60%となり、道路整備がペースダウンしてしまう。当然のことながら、市の場合は60%であるが、先日、県の方も発表していたが、国の直轄と県の道路整備事業も、おそらく30%から40%ぐらいに落ちるのではないかという試算もある。そうなってくると、新居浜市では、東西幹線道路である国道11号新居浜バイパス、南北幹線道路の県道新居浜東港線などの整備予算も相当落ちると思う。それに併せて、市の道路整備、現在行っている角野船木線改良事業、西町中村線改良事業、そして今後予定している上部東西線改良事業などが大幅に遅れていくということが考えられる。これらを既定どおり進めようとすれば、当然どこかの予算を削る

などをして財源の手当てをしなければならないということで、決して国の問題ではなく、地方にも、大きな影響があることがわかつていただけると思う。

また、道路特定財源の一般財源化という話についてである。例えば、一般の方が200万円の車を購入し、年間1万キロを走り、10年間保有したとすると、だいたい10年間で道路特定財源として70から80万円の税金を払っていることになる。年間で7、8万円を道路整備のために負担されているわけである。それを一般財源化するということは、ある意味、何にでも使えるということで、どうして自動車ユーザーがその負担をしなければならないのかという問題が出てくる。

このように、道路特定財源の暫定税率の廃止や一般財源化は、本市の道路整備にとって大きな影響があるということを再認識していただきたい。

市長 質問等あるか。

収入役 本市の道路関係予算への影響を具体的な数字を挙げて説明があったが、駅前土地区画整理事業にも道路特別会計が入っており、仮に、一般財源化、暫定税率廃止となると、当然、区画整理事業にも影響が出てくることも頭に入れておかなければならぬ。

市長 道路特定財源を使って道路整備をしていくということは大原則であり、世論に訴えていくことでよろしくお願いしたい。ガソリン代が上がっているのは、政府や政治の責任ではなく世界的な問題であり、これと税率は別問題である。国も地方も10か年計画とか長い期間で道路整備を進めているが、そういう中で3月で暫定税率を廃止してしまうということは大混乱になると思う。仮に見直しがあり得るとしても、次の長期計画の中で検討していくべきものであると思う。

他に連絡事項等あるか。ないようなら、これで、第10回庁議を終わる。